

合理的配慮の提供に関する手続き

2024年4月1日現在

学生・家族・関係者・教職員

①
相談

アビリティ支援センター

教養教育院 事務室
所属学部・研究科 教務学生担当窓口

学生の困難と支援ニーズの聞き取りを行い、合理的配慮申請の手続きについて説明する
困難に対する取りうる配慮メニューについて本人と部局で協議する
アビリティ支援センターはこれらの手続きを支援、代行する

②
申請

学生

アビリティ支援センター

教養教育院 事務室
所属学部・研究科 教務学生担当窓口

申請書類はアビリティ支援センターに提出する
アビリティ支援センターは申請書のコピーを部局窓口へ送付する
申請内容について学生・部局教職員等で面談等を行い配慮内容について協議する

③
決定

アビリティ支援センター

学生支援課

合理的配慮検討部会

本部学生生活委員会

提出された書類にもとづいて合理的配慮提供について決定をする

④
回答

教養教育院 事務室
所属学部・研究科 教務学生担当窓口

学生

授業担当教員・関連事務

合理的配慮の内容について学生本人及び科目担当教員に部局より通知する

修学支援（合理的配慮）について

名古屋大学では、障害に由来する困難に対する合理的配慮を提供しています。

合理的配慮（障害者差別解消法）

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

大学における合理的配慮とは、障害の有無に関わらず同等の教育機会が提供されるよう、またそれが大学にとって過度な負担とならない範囲で変更や調整を行うこと、を意味しています。

どのようなことを行うか、どのようなことが過度の負担になるかは、その時々で異なるため。申請時に調整をします。要望が適わないとしても、別のやり方ができないかを話し合います。

合理的配慮は、教育機会の均等を実現するために行います。そのため、授業の本質を変えることがない範囲で行われます（たとえば、試験の中で筆記のかわりにパソコンの使用が許可されることがあっても、合格点を変更することはありません）。

修学支援（合理的配慮）の手続きについて

合理的配慮の提供は大学が自動的に行うものではなく、学生本人の申請（意思表示）があって始まります。これは、障害のある人に必要なことを、本人を抜きにして決めない（nothing about us without us）という考え方から来ているものです。

どのような困難があって、どのような支援を必要としているかが自分で分からないときには、申請前にアビリティ支援センターにてご相談ください。また、申請書の書き方についても助言をしています。

申請書類は以下のものになります：

合理的配慮申請書（履修科目が分かる書類も添えてください）

根拠資料（障害者手帳や診断書など）

情報共有に関する同意書

各学期の開始時から合理的配慮の提供を受けるには、8月末または2月末までに申請を行ってください（遅れそうな時は事前にご相談ください）。

合理的配慮の提供が決まると、申請に対する「回答」が送付されます。「回答」をよく読み、分からないことがあれば早めにアビリティ支援センターに相談をしてください。

学期が始まってから、新たな困難が出てきたときには追加申請が可能です。合理的配慮は決定以降に提供されるようになりますので、早めに相談をしてください。